

厚生労働省「医療用医薬品における情報化進捗状況調査」（令和6年9月末時点）の結果公表（2026年3月25日）

厚生労働省では、日本製薬団体連合会の協力により、医療用医薬品の新バーコード表示状況などを把握するために、「医療用医薬品における情報化進捗状況調査」を行い、その結果がまとまりましたので概要を公表します。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10807000/001442471.pdf>

令和4年12月から医療用医薬品のバーコード表示が義務化され、流通の効率化や安全性向上が進んでいます。

- ・背景: 医薬品の取り違い防止やトレーサビリティ確保を目的に、バーコード表示が法制化。
- ・高い表示率: 必須項目の表示率はほぼ100%に達し、業界全体で対応が進展。
- ・任意項目の課題: 有効期限や製造番号など任意項目の表示率は依然として低水準。
- ・包装単位ごとの違い: 調剤・販売・元梱包装単位で表示率に差が見られる。

医療用医薬品のバーコード表示の進展は、医療現場において以下のような形で役立つと考えられます。

1. 医薬品の取り違い防止

バーコード表示により、医薬品の識別が容易になり、誤った薬剤の投与を防ぐことができます。

2. トレーサビリティの確保

バーコードには商品コードだけでなく、有効期限や製造番号などの情報を含めることが可能です。これにより、医薬品の流通過程を追跡することが容易になり、万が一のリコールや品質問題が発生した場合でも迅速に対応することができます。

3. 医薬品管理の効率化

バーコード表示により、医療現場での医薬品管理が効率化されます。例えば、調剤時にバーコードをスキャンすることで、薬剤の種類や数量を迅速かつ正確に確認できるため、手作業によるミスを減らすことができます。在庫管理や発注業務も自動化が進み、業務効率が向上します。

4. 緊急時の対応力向上

バーコード表示により、医薬品の情報が迅速に確認できるため、緊急時の対応がスムーズになります。

まとめ

医療用医薬品のバーコード表示は、安全性の向上や業務効率化、トレーサビリティの確保に着実に寄与しています。今後は薬剤師に限らず、看護師による投与時のバーコード認証の徹底や、他職種での医薬品確認業務への活用など、多職種での利活用がさらに広がることが期待されます。また、患者自身がお薬手帳アプリ等を通じて医薬品情報を取得しやすくなることで、治療への理解や服薬アドヒアランスの向上にもつながる可能性があります。DXが進展する中で、それぞれの立場に応じた無理のない形での活用を進め、医療全体でその価値を共有していくことが重要です。